

栃木県で就活しませんか？ 地方就職支援金

詳細はここから↓



TOCHIGI

★
Utsunomiya

48minutes
by Shinkansen

TOKYO



東京圏内の大学生・大学院生限定



問合せ先：栃木県地域振興課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 8F

Tel:028-623-2236 Mail:chiiki-shinkou@pref.tochigi.lg.jp

地方就職支援金制度の内容

☆補助対象

東京都内に本部を置く大学等の東京圏（条件不利地域を除く地域）に所在するキャンパスに通う大学生・大学院生が、栃木県内の企業に就職し移住する場合の就職活動に参加する際の交通費の一部、及び栃木県に移住する際の移転費の一部。

※就職活動時の交通費・移住時の移転費に係る領収書の写し等が必要です。

☆支援金額

交通費：5,390円を上限として、県内市町が定める金額。

移転費：実費又は66,000円を上限として、県内市町が定める金額。

☆申請窓口

申請窓口は、移住を予定する市町の窓口です。市町により本事業の実施状況が異なります。最新の実施状況は右記二次元コードから確認してください。



☆対象者（下記全てを満たす必要があります。）

○移住等に関する要件

- ①大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学し、卒業・修了していること。
- ②大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。（住民票を移していない場合も御相談ください）
- ③栃木県内の市町に移住したこと。
- ④地方就職支援金の申請時において、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ、就業開始日から1年以内であること。
- ⑤移住先の市町に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

○就業に関する要件

- ①移住等に関する要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ②勤務地が栃木県内に所在すること。
- ③週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

※この他にも細かい条件があります。

詳細は県HP（右二次元コード）をご覧ください。



栃木県への移住全般に関する相談窓口が東京都内にもあります！

とちぎ暮らし・しごと支援センター

Address：東京都千代田区有楽町2-10-1交通会館 8Fふるさと回帰支援センター内

Tel：080-9502-5985 Mail：tochigi@furusatokaiki.net